

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

令和6年10月

新潟市

1. 適用

「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」は、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）（令和3年3月 国土交通省 大臣官房技術調査課）」を準用する。

2. 試行対象工事

原則、すべての土木工事

3. 試行の流れ

【発注時】

発注者は、試行対象工事を発注する場合は、設計書に「建設現場の遠隔臨場に関する試行特記仕様書」を添付する。

【試行工事の契約後から竣工まで】

受注者は施工計画書作成前に、「建設現場の遠隔臨場」を希望する場合は、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。

協議の結果、「建設現場の遠隔臨場」を行う場合は本試行要領により実施し、行わない場合は本試行要領によらず施工する。

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書に「適用種別」、「使用機器と仕様」、「段階確認等の実施」を記載し、監督員へ提出する。

4. その他

「新潟市測量・調査・設計業務委託共通仕様書」における「打合せ（着手時、成果品納入時を除く）」や「立会」においてもWeb会議システム等は適用できるものとし、受注者から希望があった場合は、打合せ簿により協議を行い、実施する。なお、費用は諸経費に含むものとする。

また、適用する際に使用する機器と仕様については本要領に準じるものとする。

5. 改訂履歴

令和4年 3月23日制定

令和6年10月15日改定

6. 読み替え表

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領において、語句を以下のように読み替えるものとする。

| 掲載箇所 | 読み替え前 | 読み替え後 |
|-------|--|---|
| 要領内共通 | 土木工事共通仕様書（案） | 新潟市土木工事共通仕様書 |
| 要領内共通 | 監督職員 | 監督員 |
| 要領内共通 | 建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査試行要領（案） | 建設現場における遠隔臨場に関する監督試行要領 |
| 要領内共通 | 「段階確認書」、「確認・立会依頼書」 | 「段階確認書」、「材料確認願」、「立会依頼」 |
| 要領内共通 | 5. 特記仕様書（記載例） | ※ ¹ |
| 2ページ | 確認実施者が現場技術員の場合は、使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管（図 1-1 ※1）する。 | 受注者は、使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、従来の立会資料の管理同様に書面で提出する。（図 1-1 ※1） |
| 2ページ | 試行工事については、受注者との協議により実施するものとし、変更契約の際には「5. 特記仕様書（記載例）」を参考に明示するものとする。 | 試行工事については、受注者との協議により実施する。 |
| 3ページ | 「第3編 土木工事共通編 第1章 総則」、「第1節 総則」、「3-1-1-6 監督職員による確認及び立会等」 | 「第1編 共通編 第1章 総則」、「第1節 総則」、「1-1-1-23 監督員による検査（確認を含む）及び立会等」 |
| 3ページ | 「1. 一般事項」及び「4. 見本・品質証明資料」 | 「1.」及び「4.」 |
| 6ページ | 確認実施者が現場技術員の場合は、使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管（図1-2 ※1）する。（従来の立会資料の管理同様とする。） | 受注者は、使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、従来の立会資料の管理同様に書面で提出する。（図1-2 ※1） |
| 10ページ | 受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。 | 受注者は設計図書に従って監督員の立会が必要な場合は、事前に立会確認の依頼を提出しなければならない。 |
| 11ページ | 確認実施者が現場技術員の場合は、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管（図1-1 ※1）する。（従来の立会資料の管理同様とする。） | 受注者は、使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、従来の立会資料の管理同様に書面で提出する。（図1-1 ※1） |
| 12ページ | 国土交通省 大臣官房技術調査課 建設システム管理企画室 技術管理係長 | 新潟市 都市政策部 技術管理課 |

※¹ 新潟市独自の特記仕様書を適用する